

後期高齢者医療保険料 が見直されました

問い合わせ先 高齢者支援課（西合志庁舎） ☎242-1109

※保険料は、被保険者全員
が一律に負担する均等割
額と、所得に応じて負担
する所得割額を合計し、
個人単位で計算されます。



①保険料の軽減割合が拡大

平成20年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書・特別徴収開始通知書等を送付しましたが、次の対象者については、保険料がさらに軽減されます。8月以降に送付します減額後の保険料額変更決定通知書でご確認ください。

平成20年度の均等割額(46,700円)が7割軽減されている人(年額14,000円)



均等割額が
一律 **8.5割軽減**
(年額6,900円)

「保険料のもととなる所得金額」(※1)が58万円(年金収入211万円)以下の人



所得割額が
一律 **5割軽減**
(※1) 総所得金額
-33万円

②保険料のお支払い方法の選択ができます

後期高齢者医療制度の保険料について、本年4月から年金からお支払いいただいている人、または本年10月から年金からお支払いいただく予定となる人のうち、要件を満たす人は、高齢者支援課へお申し出いただくことで、保険料を**口座振替**でお支払いいただくことができるようになりました。

詳しい要件については、お問い合わせください。

社会保険の被扶養者の特別措置

後期高齢者医療制度では、後期高齢者医療制度に加入する前日に社会保険(政府管掌健康保険・共済組合など)の被扶養者であった人は、新たに保険料をお支払いいただきますが、制度加入時から2年間は所得割額がなく、均等割額については5割軽減されます。

さらに、特別措置として、平成20年4月から9月までは保険料の負担はなく、10月から来年3月までは均等割額が9割軽減されます。

ただし、この軽減措置を受けるためには、社会保険の保険者(事業主)へ資格喪失届を提出する必要があります。

送付した後期高齢者医療保険料額決定通知書に記載されている保険料額が、年額2,300円となっているか必ずご確認ください。

国民健康保険税

特別徴収(年金天引き)で
お支払いの皆さんへ



特別徴収(年金天引き)での保険税のお支払い方法が選択できます

- ①これまで、保険税を滞納することなく納めている人
- ②これからの保険税を、口座振替で納付できる人

国民健康保険税を今年4月から年金からお支払いいただいている人、または10月より年金からお支払いいただく予定となる人のうち、上記の①と②の要件をすべて満たす人は、お申し出いただくと、国民健康保険税を口座振替でお支払いいただくことができますようになりました。

●申し出期間

8月20日(水)まで

8月20日(水)までにお申し出された場合、10月分以降の年金天引きを中止し9月から口座振替に変更できます。8月21日(木)以降にお申し出の場合は、12月分以降の年金天引きの中止となり、10月分の年金天引きは中止できませんので、ご了承ください。

●必要なもの

認め印かん・通帳・銀行印

●申し出・問い合わせ先

税務課 市税班(合志庁舎) ☎248-1114



市から内柴選手へ特産品を贈呈



で行なわれた「北京オリンピック出場壮行会」で、市から寄附金特典である市の特産品(スイカやマンゴー)が贈られました。

合志市応援寄附金(ふるさと納税制度)アテネオリンピック柔道男子66kg級金メダリスト、内柴正人選手(武蔵野台出身)から市の活性化に役立ててほしいと合志市応援寄附金(ふるさと納税制度)による寄附がありました。

内柴選手には、7月6日にヴィーブル

内柴選手から 「ふるさと」へ

ふるさと納税のしくみ

出身地など応援したい地方自治体へ寄附された場合、現在お住まいの市町村の個人住民税や所得税が一定限度まで控除(※)される仕組みとなっています。

※寄附金のうち、5千円を超える額については、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、翌年度の個人住民税から特例控除されるよう寄附金税制が拡充されました。

※詳しい資料は、合志庁舎・西合志庁舎・泉ヶ丘支所・須屋支所の窓口に準備しています。また、ホームページ(<http://www.city.koshi.lg.jp/>)にも掲載しています。

●問い合わせ先

企画財政課 財政班(合志庁舎)
☎248-1667 FAX 248-1196
E-mail: kikaku@city.koshi.lg.jp

●ご注意ください!

寄附は、合志市を応援またはご支援いただく皆さんの善意に基づく自発的なものであり、寄附金募集をかたつての寄附の強要や、合志市以外の口座への振り込みをお願いすることは一切ありません。振り込め詐欺などに十分注意してください。

ふるさと合志を応援してくださる皆さまへ

暑中お見舞い申し上げます。

ふるさと合志は、例年以上に熊本特有の蒸し暑さで、合志弁で言うと「しっか、ほめく」毎日です。

さて、ふるさと納税制度は、「ふるさとを応援したい」「ふるさとに貢献したい」という方々の大事な気持ちをふるさとの発展に活かすための制度です。市では、特に県外にお住まいの方に対し寄附を募っています。また、3万円以上のご寄附を頂いた方には5千円相当の合志市の特産品をお贈りします。

市民の皆さまにおかれましては、お盆でふるさと合志へ帰ってこられた方や、夏休みに訪ねられる県

外のご親戚へぜひ「ふるさと納税制度」をお知らせいただきますようお願い申し上げます。

平成20年夏
合志市長 大住清昭

